平成19年11月20日 要綱第145号

第1 設置

調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会報告書「調布市自治基本条例の制定に向けて」(平成18年6月提出)に沿って調布市自治基本条例を制定するため,調布市自治基本条例制定プロジェクト・チーム(以下「プロジェクト・チーム」という。)を置く。

第2 所掌事項

プロジェクト・チームは、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 調布市自治基本条例(案)の作成に関すること。
- (2) 調布市自治基本条例の制定に係る情報の収集及び資料の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか,第1の目的を達成するために必要な事項に関すること。

笙3 構成

プロジェクト・チームは,市長が任命する職員(以下「メンバー」という。)20人以内をもって構成する。

第4 任期

メンバーの任期は,市長が任命した日から調布市自治基本条例の施行の日までとする。

第5 リーダー及びサブリーダー

プロジェクト・チームにリーダー及びサブリーダーを置く。

- 2 リーダーは,調布市自治基本条例の制定を所掌する行政経営部政策企画課の課長相当職の職員をもって充てる。
- 3 サブリーダーは,リーダーが指名する。
- 4 リーダーは、プロジェクト・チームを代表し、プロジェクト・チームの所掌事項を総理する。
- 5 サブリーダーは,リーダーを補佐し,リーダーに事故があるときは,その職務を代理する。

第6 会議の招集

会議は,リーダーが招集する。

第7 意見の聴取等

リーダーは、プロジェクト・チームの運営に必要があると認めたときは、

メンバー以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 学識経験者の助言

リーダーは ,第2の規定によりプロジェクト・チームの検討する調布市自治基本条例(案)について , 学識経験を有する者に専門的な見地からの助言を求めることができる。

第9 庶務

プロジェクト・チームの庶務は,行政経営部政策企画課において処理する。

第10 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は,別に定める。

附則

この要綱は,平成19年11月21日から施行する。